

2025年度
回覧用

古い消火器危険です!!

横浜市防災機器販売協同組合

消火器にも寿命があります!!

●使用期限を過ぎたら、買替えましょう

●消火器の購入

1本 **6,500円**

- 蓄圧式粉末消火器薬剤量1.2kg
- 強化液消火器及び詰替は裏面をご覧ください

●2010年製造以降の消火器をお持ちの場合、
購入時1本無料で引取ります



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

※このラベルの消火器は、使用期限が過ぎています。買い替えましょう。



※このラベルの消火器には、使用期限が記載されています。確認して下さい。

●古くなった消火器は、使えなかったり、放置しておくと破裂事故につながったりします。新しい消火器に買替えましょう

★消火器の廃棄

1本 **2,000円**

★リサイクルシール貼付済の消火器の廃棄料金は、
上記の価格より500円引になります。

リ
サ
イ
ク
ル
シ
ー
ル
見
本



※金額は、すべて消費税込みです。※詳細は、裏面をご覧ください。

※お申し込みの時期によっては、実施時期が、翌年(2026年)1月以降になる場合がございます。

消火器購入・薬剤詰替・消火器廃棄申込書

氏 名	住 所	電 話	購 入		詰 替	廃 棄	配達訪問 希望する方は ○して下さい。
			粉末	強化液			
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する

7 班

評議員さんへ

希望者の有無に限らず、回覧後、12月30日までに会館のポストに投函ください。

消火器購入・薬剤詰替・消火器廃棄価格表

※金額は全て消費税込です。・価格は1本あたりの金額です。

※各家庭へ訪問配達の場合、別途訪問配達料が2,000円掛ります。

消火器の購入

●粉末消火器 6,500円

◇蓄圧式ABC粉末消火器

- ・使用期限 約10年間
- ・消火薬剤 粉末1.2kg
- ・放射時間 約12秒
- ・総質量 約2.58kg
- ・全高 約380mm

●強化液消火器 9,400円

◇蓄圧式強化液消火器

- ・使用期限 約5年間
- ・消火薬剤 強化液1.0リットル
- ・放射時間 約21秒
- ・総質量 約2.47kg
- ・全高 約374mm



・粉末消火器(業務用消火器)は、一般家庭及び消防法上の設置対象のどちらでも設置できる消火器です。強化液消火器(住宅用消火器)は、一般家庭でのみ設置ができる消火器になります。ですので粉末消火器(業務用消火器)をご家庭に設置しても何の問題も御座いません。

※仕様は機種によって異なります。

薬剤の詰替

加圧式消火器は購入から5年を目安に詰替しましょう。

(詰替は加圧式消火器に限ります。)

薬剤の詰替料金 加圧式粉末消火器薬剤量1.5kgまで	未使用	使用済み
	4,000円	5,000円

◆この他のサイズの消火器も詰替致します。ご相談下さい。
◆使用期限を過ぎた消火器は、詰替ではなく、買替え(廃棄)になります。
※蓄圧式消火器は、気密性の高い構造上、詰替を行う場合、大変な手間とコストがかかります。業務用蓄圧式消火器の詰替をご希望の場合、別途ご相談下さい。

消火器の廃棄

◎消火器の廃棄料金

- ・消火器の廃棄だけする場合
- ・自治会・町内会でまとめて廃棄だけする場合
- ・組合員店舗までお持ち頂いた場合

2,000円

※消火器の種類によっては、廃棄料金が異なる場合がございます。
※2010年以降製造の消火器には、リサイクルシールが貼付されています。
※リサイクルシール貼付済みの消火器の廃棄料金は、上記の価格より500円引きになります。

◎消火器の買替え時の廃棄(購入本数分)

※2010年製以降の消火器に限ります。

無料

◆◆◆◆◆自治会・町内会の役員の方へ◆◆◆◆◆

※自治会・町内会名、担当者の氏名・電話番号を明記して下さい。

※まとめて配達の場合、ご記入の担当者宛に連絡致します。(自宅配達の場合、各家庭に直接連絡致します。)

※連絡は担当組合員からになります。(担当組合員のお問い合わせは下記まで。)

横浜市防災機器販売協同組合

〒241-0005 横浜市旭区白根1-20-18

電話番号 045-954-5011

FAX番号 045-954-5014

※受付時間: 平日9時~17時、土曜・日曜・祝日は休み

注意!! あなたの消火器は大丈夫ですか?

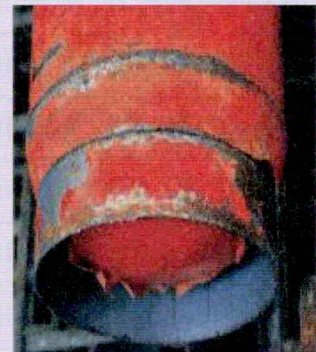
- 使用期限が過ぎた消火器や腐食等の異常が見受けられる消火器は正常に使えることもあり危険です。そのまま放置せず、新しい消火器と交換しましょう

※消火器はごみとして廃棄することはできません。(消防署では引取りを行っていません)

不用になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、購入先又は販売店等に速やかに廃棄処理を依頼してください。また、老朽化等の異常が発見されたものは、消火訓練等も含めて使用しないでください。

●こんな消火器は絶対に使用しないでください!

- ・溶接部及びその周辺の剥離
- ・使用に耐えない変形
- ・サビを落としても腐食の残るもの

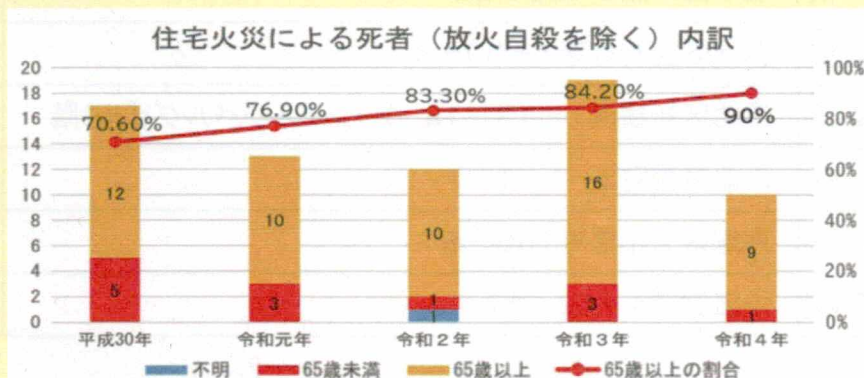


住宅用火災警報器は、 10年たったら交換しましょう!!

- 住宅用火災警報器は、新築住宅が平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から設置が義務付けられています。
- 多くの方のお宅の住宅用火災警報器が、設置から10年以上経過していると思われます。
- いざという時にしっかり機能するように、住宅用火災警報器は10年をめぐりに交換しましょう。

●住宅火災をふせぐために

- ・火災で亡くなる方のほとんどは、逃げ遅れが原因で、その多くは高齢者です。
- ・火災の早期発見と早期避難のため、住宅用火災警報器を設置しましょう。



横浜市防災機器販売協同組合組合員 特定窓口登録者名簿

※特定窓口とは・・・消火器の引き取りを行える消火器販売店のことです。

社 名	住 所	電話番号
横浜市防災機器販売協同組合 事務局	旭区白根1-20-18	954-5011
加 宝 綜 合 防 災 (株)	鶴見区市場富士見町8-23	511-3793
(有) 東 亜 防 災	鶴見区鶴見中央2-5-18-605	506-0731
(株)栄広プロビジョン	神奈川区鶴屋町3-29-1 栄広ビル	0120-08-3883
共 栄 防 災 設 備 (株)	神奈川区白幡東町14-7	434-1123
(株)網代防災設備	神奈川区神大寺3-1-35	481-8448
(有)東洋消防設備	神奈川区松見町3-989-1	431-3805
(有)ボーサイメッセ	神奈川区神奈川本町7-10	451-0851
日 商 工 業 (株)	神奈川区新町4-8	441-5761
(有)ヤマト消防設備	西区平沼1-18-2	322-7651
(株)東神防災工業	南区六ッ川2-9-18	715-0363
(株)カマタ興業	港南区日限山1-67-17	823-2941
清 新 防 災 (株)	保土ヶ谷区坂本町314-26	332-2750
(株)大日防災設備	保土ヶ谷区西谷4-13-48	373-1595
(有)アイワプリヴェント	保土ヶ谷区西谷1-23-17	374-0300
平 山 防 災 設 備 (株)	旭区鶴ヶ峰本町1-35-36	953-2727
(株)東晃防災	旭区今宿西町285-10	952-4543
(株)エイシン	旭区西川島町12-15	382-0094
(有)前出防災	磯子区中原3-20-22	773-2858
(有)佐藤防災商会	金沢区釜利谷東1-59-6	781-9958
共 和 防 災 設 備 (株)	港北区新横浜1-13-12 クリンゲルンベルグビル3階	472-6754
(株)蒲原商会	港北区樽町3-1-13	542-7266
前 出 工 機 (株)	戸塚区上柏尾町166-6	825-1021
三 鈴 防 災 工 業 (株)	栄区笠間4-12-17	893-6491